

生食発 0125 第 6 号
平成 29 年 1 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について

清涼飲料水等の試験法については、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」（平成26年12月22日付け食安発1222第4号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知しているところ、運用上の取扱いを明確化する等のため、同通知を別紙新旧対照表のとおり一部改めることとしましたので、御了知の上、適切な運用を図られるようお願いいたします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

- ・ 部長通知に定める試験法と同等以上の試験法についても、基準値との適合性の判断に用いることが可能である旨を記載する。
- ・ I 一斉試験法 ミネラルウォーター類中の元素一斉試験法 表5にガリウムを追加する。
- ・ I 一斉試験法 ミネラルウォーター類中の揮発性有機化合物一斉試験法 表2のジブロモクロロメタンの希釈倍率を改正する。
- ・ その他、修辭上の修正を行う。